

令和7年度 運営規程

保育の提供を開始するにあたり、当園が説明すべき事項は次のとおりです。

1 施設運営主体

事業者の名称	茅野市
代表者氏名	茅野市長 今井 敦
所在地	茅野市塚原二丁目6番1号
電話番号	0266-72-2101

2 保育所の概要

施設の種類	保育所				
施設の名称	茅野市ちの保育園				
所在地	茅野市塚原1丁目13番地5号				
連絡先	Tel 0266-72-3076、Fax 0266-72-3076				
管理者名	園長 小池 千恵子				
利用定員	総合計 200人	0歳児 6人 1・2歳児 44人	3号認定 合計 50人	3・4・5歳児 150人	2号認定 合計 150人
自己評価の概要	職員による保育内容等の評価を行い、保育に関する資質向上に努めます。				
職員研修の実施状況	園内研修、階層別保育士研修、職層別研修				
認可年月日	昭和25年3月23日				

3 施設の目的・運営方針

目的	児童福祉法に基づき、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする。
運営方針	「様々な人との関わり、遊びや生活を通して、豊かな心情・意欲・態度を身に付ける」ことを重点に、それぞれの地域の状況を踏まえ、創意工夫をし、特色のある保育園づくりに努めます。 ○一人一人の心身の状態や家庭生活の状況などを踏まえ、子どもの“育ち”の視点に立って保健・医療・福祉・教育が連携した保育 ○温かくくつろげ、生き生きと活動でき、子どもが安心して育つことのできる環境 ○絵本の読み聞かせや様々な遊びや体験を通して、豊かな心とたくましい身体の育成 ○子育てのパートナーとして、子どもの育ちを見守る、家庭や地域との連携
保育方針	・子どもの目線に合わせたあいさつ、受け入れをし、子ども、保護者、地域の方、職員が笑顔であいさつを交わし合い”笑顔あふれる保育園“を目指します。 ・一人一人の子どもを大切に思い、心地良く安心して園生活が過ごせるようにします。 ・豊かな遊びの環境設定や保育内容の充実を図り、子ども同士が育ちあえる保育を目指します。 ・異年齢、世代間交流の中で地域とのつながりを育み、人との関わりの中で思いやりの気持ちを育てます。 ・一日保育士体験を通して保護者との信頼関係を図りながら、子どもの育ちの相互理解を深めます。

4 施設・設備等の概要

敷 地	全 体	3,499.33 m ²		
建 物	構 造	鉄筋コンクリー造 1 階	延べ面積	1,735.9 m ²
施設の内容	遊戯室： 1 室 保育室： 10 室 便所： 7 か所 事務室、調理室、調乳室、子育て支援室、倉庫、エレベーター、園庭、物置			

5 職員体制 (令和7年4月1日現在)

職種	職務の内容	職員数
園長	園務を司り、職員及び業務を管理・監督する。	1 人
主任保育士	園長を補佐するとともに、他の保育士を統括する。	2 人
常勤保育士	保育に従事し、その計画の立案・実施・記録・連絡等	8 人
パート保育士等	常勤保育士の保育補助	10 人
延長保育補助員	8 時間を超える保育の補助	12 人
保育サポーター	保育補助、施設営繕	1 人
事務員	庶務全般	1 人
調理員	栄養士の作成した献立に基づき、給食・おやつを調理	5 人

6 保育を提供する日

開所日	月曜日から土曜日
開所時間	平日 午前7時30分から午後7時 土曜日 午前7時30分から午後6時30分
休園日	日曜日、祝日、12月29日から1月3日まで

7 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします

保育短時間認定	保育時間	午前8時00分から午後4時00分
	延長保育時間	午前7時30分から午前8時、午後4時以降
保育標準時間認定	保育時間	午前7時30分から午後6時30分
	延長保育時間	午後6時30分から午後7時
緊急預かり保育	開所時間のうち、認定時間外にやむを得ない理由により保育が必要な場合は、緊急預かり保育を行います。 なお、この場合には別途預かり保育料が必要になります。	

* 入園式、卒園式、運動会は、行事時間内の保育となります。

8 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示第117号）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育の提供

上記7に記載する時間において、保育を提供します。

特に1歳児の保育士配置については、園児4人に対して1人と国基準（6：1）を上回る配置をしています。

(2) 延長保育

(3) 障害児保育

(4) 特別利用保育（定員に余裕がある場合、1号認定の受入れ）

(5) 一時保育

9 給食について

実施方法	自園調理
給食の方針	本園の給食は、保育園の給食室で調理します。 保護者の方へは、前月に翌月の献立表をお配りします。
アレルギー等への対応	食物アレルギーがある場合は、医師の診断書に基づき、アレルギー対応マニュアルに沿って対応します。

10 利用者負担について

- (1) 保育料 市が定める額 (3歳以上児童、0～2歳住民税非課税世帯、第3子以降は無償)
- (2) 延長保育料 市が定める額
- (3) 保育料以外の費用
保育料のほかに、保護者に負担いただくものとして以下のものがあります。
 - ① 給食費 (月額: 主食代 270 円、副食費 4,500 円) は、毎月月末 (土、日、祝日等の場合は翌営業日) に指定された口座から振替をします。
 - ② 個人に帰属する下記の消耗品は、**6月30日(月)**に指定された口座から振替をします。
 - ・共済掛金 (日本スポーツ振興センター) の災害共済給付制度の一部負担金 240 円
 - ・カラー帽子 610 円、出席ノート 225 円、出席シール 291 円、給食用ナフキン 139 円、おやつ用ナフキン 77 円、クレヨン 506 円、粘土 308 円、延長保育用おやつナフキン 42 円
 - ③ その他、必要な実費は随時お知らせします。(現金にて徴収します。)
 - ・竹馬 (1,550 円) ・観劇代 ・遠足時のバス代 ・記念写真代等

1.1 緊急時の対応

園児に緊急事態が発生した場合は、保護者の指定する緊急連絡先へ速やかに連絡します。

1.2 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める消防計画書及び防災マニュアルにより対応します。
避難・消火訓練	火災及び地震等の訓練は、非常災害対策訓練年間計画に基づき、毎月 1 回実施します。
防災設備	消火器具・自動火災報知設備・消防機関へ通報する火災報知設備・非常警報設備・誘導灯・避難器具

1.3 賠償責任保険の加入

保険の種類	独立行政法人 日本スポーツ振興センター 災害共済給付制度 全国市長会学校災害賠償補償保険
保険の内容	保育園の管理下における負傷、疾病、障害、死亡に対する給付
補償金額	独立行政法人 日本スポーツ振興センター及び全国市長会学校災害賠償補償保険の規定による

1.4 相談・要望・苦情の受付

解決責任者	小池 千恵子
受付担当者	赤羽 八千代 ・ 本山 里美
利用時間	開所時間内
連絡先	電話 0266-72-3076 ・ FAX 0266-72-3076
受付方法	面接・電話・文書等の方法で相談・苦情を受け付けます。

1.5 守秘義務及び個人情報の取扱いに関する事項

児童福祉法 (第18条の22 (保育士の守秘義務)) 等に基づき、当市の個人情報保護マニュアルにより厳正に管理し、取扱います。